

区分	左の報酬・料金に該当するもの	源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額
デザインの報酬	<p>(1) 次のようなデザインの報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工業デザイン 自動車、オートバイ、テレビジョン受像機、工作機械、カメラ、家具等のデザイン及び織物に関するデザイン ② クラフトデザイン 茶わん、灰皿、テーブルマットのようないわゆる雑貨のデザイン ③ グラフィックデザイン 広告、ポスター、包装紙等のデザイン ④ パッケージデザイン 化粧品、薬品、食料品等の容器のデザイン ⑤ 広告デザイン ネオンサイン、イルミネーション、広告塔等のデザイン ⑥ インテリアデザイン 航空機、列車、船舶の客室等の内部装飾、その他の室内装飾 ⑦ ディスプレイ ショーウィンドー、陳列棚、商品展示会場等の展示装飾 ⑧ 服飾デザイン 衣服、装身具等のデザイン ⑨ ゴルフ場、庭園、遊園地等のデザイン <p>(2) 映画関係の原画料、線画料又はタイトル料</p> <p>(3) テレビジョン放送のパターン制作料</p> <p>(4) 標章の懸賞の入賞金</p>	<p>左の報酬・料金の額×10.21%</p> <p>ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%</p>
放送謝金	ラジオ放送、テレビジョン放送等の謝金等	同上

区分	左の報酬・料金に該当するもの	源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額
著作権の使用料	書籍の印税、映画、演劇又は演芸の原作料、上演料等著作物の複製、上映、演奏、放送、展示、上映、翻訳、編曲、脚色、映画化その他著作物の利用又は出版権の設定の対価	左の報酬・料金の額×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%
著作隣接権の使用料	レコードの吹き込みによる印税等 (注)著作隣接権とは、次のような権利をいいます。 1 俳優、舞踏家、演奏家、歌手等が実演を録音し、録画し、又は放送する権利 2 レコード製作者が製作したレコードを複製する権利 3 放送事業者が放送に係る音又は映像を録音し、録画し、又は写真その他により複製する権利	同上
工業所有権の使用料	工業所有権、技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるものとの使用料	同上
講演の報酬・料金	講演を依頼した場合の講師に支払う謝金	同上
技芸、スポーツ、知識等の教授・指導料	技芸、スポーツその他これらに類するもの(実技指導等)の教授若しくは指導又は知識の教授の報酬・料金 (注)次に掲げるものも含まれます。 生け花、茶の湯、舞踏、囲碁、将棋等の遊芸師匠に対し実技指導の対価として支払う謝金等 編物、ペン習字、着付、料理、ダンス、カラオケ、民謡、語学、短歌、俳句等の教授・指導料 各種資格取得講座の講師謝金等	同上

区分	左の報酬・料金に該当するもの	源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額
脚本の報酬・料金	映画、演劇、演芸等の脚本料	左の報酬・料金の額 ×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、 20.42%
脚色の報酬・料金	(1) 潤色料(脚本の修正、補正料) (2) プロット料(粗筋、構想料)等	同上
翻訳の報酬・料金	翻訳の料金	同上
通訳の報酬・料金	通訳の料金	同上
校正の報酬・料金	書籍・雑誌等の校正の報酬・料金	同上
書籍の装丁の報酬・料金	書籍の装丁料	同上
速記の報酬・料金	速記料	同上
版下の報酬・料金	(1) 原画又は原図から直ちに、凸版、凹版、平版等を製版することが困難である場合に、その原画又は原図を基として製版に適する下画又は下図を写調する報酬・料金 (2) 原画又は原図を基として直接亜鉛版(ジンク版)に写調する報酬・料金 (3) 活字の母型下を作成する報酬・料金 (4) 写真製版用写真原版の修整料	同上
投資助言業務に係る報酬・料金	金融商品取引法第28条第6項に規定する投資助言業務に係る報酬・料金	同上

II 弁護士、税理士等の報酬・料金

区分	左の報酬・料金に該当するもの	源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額
弁護士、外国法事務 弁護士、公認会計士、 税理士、計理士、会 計士補、社会保険労 務士又は弁理士の 業務に関する報酬・ 料金	弁護料、監査料その他名義のいかんを問わず、その業務に関する一切の報酬・料金 (注) 支払時期及び金額があらかじめ一定しているもの等で、給与所得に当たるかその業務に関する報酬・料金に当たるかが明らかでないものは、これらの人人が勤務時間や勤務場所などについて、その支払者の指揮命令に服しており、一般の従業員や役員と勤務形態において差異が認められない場合には給与所得、事業としての独立性がある場合にはその業務に関する報酬・料金となります。	左の報酬・料金の額 ×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、 20.42%
企業診断員の業務 に関する報酬・料金	(1) 中小企業診断士の業務に関する報酬・料金 (2) 企業の求めに応じてその企業の状況について調査及び診断を行い、又は企業経営の改善及び向上のための指導を行う人(経営士、経営コンサルタント、労働管理士等と称されているもの)のその業務に関する報酬・料金	同上
司法書士の業務に 関する報酬・料金	裁判所、検察庁、法務局又は地方法務局に提出する書類の作成その他の業務に関する報酬・料金	(左の報酬・料金の額－1回の支払につき1万円) ×10.21%
土地家屋調査士の 業務に関する報酬・ 料金	不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は官公庁に対する申請手続その他の業務に関する報酬・料金	同上
海事代理士の業務 に関する報酬・料金	船舶法、船舶安全法、船員法、海上運送法又は港湾運送事業法の規定に基づく申請、届出、登記その他の手続又はこれらの手続に関する書類の作成その他の業務に関する報酬・料金	同上
測量士又は測量士 補の業務に関する報 酬・料金	測量に関する計画の作成、その計画の実施その他の業務に関する報酬・料金 (注) 個人の測量業者等で測量士等の資格を有していない人が測量士等の資格を有する使用者を雇用している場合に、その測量業者等に支払われるこれらの業務に関する報酬・料金も源泉徴収の対象とされます。	左の報酬・料金の額 ×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、 20.42%

区分	左の報酬・料金に該当するもの	源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額
建築士の業務に関する報酬・料金	<p>(1) 建築物の設計、工事監理を行ったことに対して支払う報酬・料金 (2) 建築工事の指導監督を行ったことに対して支払う報酬・料金 (3) 建築工事契約に関する事務を行ったことに対して支払う報酬・料金 (4) 建築物に関する調査又は鑑定を行ったことに対して支払う報酬・料金 (5) 建築に関する法令又は条例に基づく手続の代理を行ったことに対して支払う報酬・料金</p> <p>(注)1 個人の建築業者等で建築士の資格を有しない人が建築士の資格を有する使用人を雇用している場合に、その建築業者等に支払われるこれらの業務に関する報酬・料金も源泉徴収の対象とされます。</p> <p>2 建築士には、建築士法第23条に規定する建築士事務所の登録を受けていない人も含まれます。</p>	左の報酬・料金の額 ×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%
建築代理士の業務に関する報酬・料金	<p>建築代理士(建築代理士以外の人で、建築に関する申請や届出の書類を作成し、又はこれらの手続の代理をすることを業とする人を含みます。)の業務に関する報酬・料金</p> <p>(注) 個人の建築業者等で建築代理士の資格を有しない人が建築代理士の資格を有する使用人を雇用している場合に、その建築業者等に支払われるこれらの業務に関する報酬・料金も源泉徴収の対象とされます。</p>	同上
不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の業務に関する報酬・料金	不動産の鑑定評価その他の業務に関する報酬・料金 (注) 個人の建築業者等で不動産鑑定士等の資格を有しない人が不動産鑑定士等の資格を有する使用人を雇用している場合に、その建築業者等に支払われるこれらの業務に関する報酬・料金も源泉徴収の対象とされます。	同上